

カール・メンガー文庫事業のこと(3)
—原資料の保存をめぐる—
Carl Menger Collection Project (3)

岩本吉弘

IWAMOTO Yoshihiro

これまでの稿では、メンガー文庫のマイクロフィルム化についての業者選定の経緯、さらにその後、その出版業者の計画を内包した形で「メンガー文庫マイクロフィルム化・目録改訂・保存事業」という大学独自の事業計画を策定してスタートするところまでの概略を書いた。既述のように、センターの運営委員会で丸善との交渉が決められるのが1992年7月、その後上記の長い名称の事業案を策定してセンター運営委員会で承認を得るのが93年1月だった。そして同年5月の評議会での大学の事業としての正式の決定を経て、7月に丸善・富士フィルムによる撮影作業が始まり事業の実施がスタートする。この92年の後半から翌年にかけての頃、我々（つまり永井義雄センター教授とセンター職員3人）は、3つの領域にわたる事業計画の内容を定め実際に遂行できる目途を付ける色々な苦心をしなければならなかった。

すべての問題はゼロから考えていったに等しい。例えば目録に関しても、すでに述べたように確かにメンガー文庫目録の改訂は必要だといっても、まず実際の作業は、当時の言葉で言う「学情（学術情報センター）登録」だということになる。それも多くは19世紀以前の洋書古版本が対象なので、他機関がすでに入力したデータの流用・上書きではなく、オリジナル・データの作成が中心となる。しかも丸善のフィルム版の完成・頒布とは無関係に長期間延々と作業を続けるわけにもいかず、全体計画4～5年間で終了するように考えねばならない。一方で閲覧者対応や新収資料の受入・登録などセンターの通常業務は維持せねばならず、その上撮影作業が始まれば学外の20人近い撮影スタッフが常駐するのだから、その対応にも追われるだろう。はたしてそんなことができるのか。そのような鳩首会議をするしかない。その結果、目録改訂を本格的にやるならば、センター職員つまり中野さんと松尾さんで入力データの最終的点検・確認をすることも、洋書のカタログ作成の経験があってカタログング・ルールを知っている人を数人パート作業員として雇う、加えて出納カウンター的一般業務の補助者を付ける必要がある、それが計画の前提だろう、ということになった。だがそうすると、そのための予算措置をどうするかというのはもちろん、そもそもそんな能力を持っていてパート雇用で通勤してくれる作業員など集められるのか、ということになる。とはいえ、その目途を付けておかないことには、はじめから計画が立てられないのである。図書館本館や他の大学図書館などのつてを頼り、三多摩近辺に住んでいて、現在どこかの図書館にパート勤務している人とか、定年や結婚などの退職者でその条件で働ける人はいないか、などと聞き回り捜し回るようなことから始めねばならなかった。

だがこれに始まる目録改訂作業の経緯は本稿では措こう。ここでは原資料保存の問題を取り上げる。現在古典資料センターには「保存修復工房」という我国の大学図書館では他にない設備・機能があり、毎年「西洋古典資料保存講習会」というものを開催して全国の大学図書館な

どからの参加者に技術講習を行っている。この事務記録を依頼される時、現在のセンター助手の福島君から、この「工房」が何故どのようにして作られたのか、設置時の予算措置のことも含めて経緯を詳しく教えてほしい、と言われた。思えば、この「工房」の設置はメンガー文庫事業の副産物と言うべきものだった。私にはそのそもそもの経緯を伝える義務があるようだ、そう思ったのが、この「カール・メンガー文庫事業のこと」なる長い昔話を書こうという気になった理由なのである。

[1] 「保存のためのマイクロ化」

原資料保存の問題については、すでに前2回の稿で、いわばあらましとして次のようなことは書いた。事の経緯は出版業者からマイクロフィルム化の計画が持ち込まれたことに始まるのだが、我々がその交渉の当初から、撮影作業によってメンガー文庫の洋古書の装丁が相当なダメージを受けるのではないかと危惧しており、そのための独自の対策を撮影工程に組み込まなければならないと考えたこと、そしてそれは結局単に撮影対応ということではなく、センターが保存に責任を負った所有者として原資料全体に対する保存政策を立て、その中に撮影作業を含みこむようにして構想しなければならないと考えるに至ったこと、その過程で計画内容や経費負担のあり方について業者側とかなり複雑な交渉をしなければならなかったこと、などである。いくつかの点について、まずは再度計画策定の段階にさかのぼって、もう少し詳しく経緯を述べておきたい。

撮影困難書の問題

まずは、このように撮影計画から始まりつつ、なぜ独自の原資料保存事業を立ち上げていくことになったか、そのそもそもの理由についてである。今も言ったように、撮影計画が持ち上がった時点で最初に念頭に浮かんだのは、撮影困難書をどうするのかという問題だった。つまり見開き両ページを180度水平に開いて撮るといふ撮影方法を前提にして、製本の種類・状態によっては、そもそもそんなには開かない、あるいは開くとどこかが破損するだろう、といった本があるのをどう扱うのかということである。

私は今「問題」と言ったが、とはいえこれは、実は考え次第で別に問題でも何でもなくなるものでもある。皮肉な言い方だが、撮影台の上では製本構造は壊れている方が撮りやすい。また開かない本も製本を壊せば撮れる。だから、中の頁を撮影することに意味がある、装丁はどうでもよいと見なしてしまえば、何も考えずとも撮影を進めることができる。そして問題は、壊れている、あるいは壊れてしまった本を、撮影の前後の運搬の途中でバラバラになつたりしないように箱にでも入れておく、ということのみになる。後には破損本の山が残るが、マイクロフィルムがあるのだから、もう開いて読む必要もなくなろう。「保存箱」という、いわば「棺桶」に入れて永い眠りにつかせればよい。

これは無論極論である。撮影業者も含めて誰も、撮影作業で製本・装丁が壊れていいとは思っていないし、ましてや180度開かないからといって健全なものを乱暴に壊して放置していいとは思っていない。そこで撮影業者は、カメラマンのプロとしての技術を強調するし、またその計画の中に、開かない本を製本技術者によって復元可能な方法で解体させる、ということを加える。この意味での「解体」+カメラマンの腕+保存箱、その3つが、撮影業者の計画にはじめから組み込まれている彼らなりの原資料対策であり、同時に我々が今回の計画を考えるため

の出発点であった。

我々が撮影作業にとっても不安を感じていたというのは既述の通りである。彼らはこともなげに「解体・復元」と言うのだが、しかしそれは、和綴じ本や近代の機械製本とは比較にならない複雑な構造の大量の歴史的製本に対してどの程度通用するのか。また、すでに年月を経て劣化しつつある背革や綴じ糸は、いかに注意深いカメラマンでも¹、そのまま撮影すればあれあちこち割れたり切れたりするのを完全に防ぐことはできようもなからう。「解体」のようないわば大手術にいたらずとも、撮影作業の結果として無数の重軽傷者のようなものが出てくるのではないか。すると結局、程度の差はあれ、保存箱が「棺桶」になって終わるのではないか。さてどうしたものか。それを考えるということから、以降の長い経緯が始まるのである。

製本技術者の関与

今上に書いたことから、このような事業にははじめから製本技術者の関与の必要性が不可欠に組み込まれていることが分かる。撮影業者にとっても、撮れさえすればどうなってもよいとは考えない以上、「復元」できるように「解体」してくれる人、あるいは破損箇所には何かの手当てをして撮りやすくする、破損が進まないようにしてくれる技術者が必要なのである。それには和書・和文書ならば伝統的な経師屋さんが呼び出されるし、国会図書館のようなところでは自館の製本・修復の専門スタッフがあたるだろう。メンガー文庫の場合は、15世紀から近代にいたる歴史と、ヨーロッパのほぼ全域にわたる地域性をもった資料群である。その各々に対して、外からは見えない内部の製本構造を見通し、革や紙などの素材・状態を見分けて適切な処置をすることを請け負ってくれる営業者、というのが求められる条件になる。見ての通り、必要なのは、書店に並ぶ新刊書の製本技術でも、またよく「装丁家」なる言葉で言う趣味人向けの美術製本の資質でもない。ヨーロッパで嘗々と行われてきた製本技術の歴史そのものを知り、自らも駆使できる人ということになる。

するとそんな営業者など日本にいるのか、という問題になるが、幸いなことにセンターには心当たりがあった。それが「アトリエ・ド・クレ」という製本工房を経営する岡本幸治氏だった。岡本氏は1977年から81年にかけてパリのUnion Centrale des Arts Décoratifs校およびEcole Estienne校に学び、ディプロムを得て帰国した人だが、美術製本家としての仕事の他に、破損した製本の修復を仕事として手掛けていた。私が着任した時、すでに氏はセンター主催で毎年開かれている「西洋社会科学古典資料講習会」でのヨーロッパの歴史的製本技術に関する講義の講師であり、またセンターでは、修理製本費という名目で一定額の予算を組み、彼に破損本の修理（各々の元の技法での修復）や仮綴じ本への新しい製本（センターによるオリジナル製本ということになる）を発注する、ということをしてきた。センター側とはすでに信頼関係があったのである。こんな言い方をしても過言にはならないはずだが、この撮影計画に関しては、彼が望みうるこれ以上ない技術者であることは明らかだった。その上で我々は、2つの業者との並行交渉の頃から、撮影計画について氏にも相談し、また撮影業者に対しても、撮影

¹ 余談だが、その頃、池田家文書のマイクロ化事業をほぼ終えていた岡山大学図書館に見学に行った。かの国宝「信長公記」を間近に見せてもらったのも思い出だが、現地の撮影スタッフの責任者の方に出会ったのも印象に残っている。その方は岡山市内の撮影業者さんで、直接には富士フィルム雇いでの仕事なのだが、話を聞いていて、この池田家文書の事業に携わっていることへの誇りや自負、気配りといったものが実に率直に感じられた。これは郷土の宝だ、だから他所の者には触らせられないのだとも言わんばかりである。これはこれで、一つの事業の遂行にとって幸せなのだろうと思った。

作業に関連する請負は岡本氏に依頼する必要があるだろうと述べていた。

撮影作業の性質を考えると、このような製本技術者の役割というのは独自のものがある。撮影業者にとっては、とりあえず開きの悪い本は何に関わらず解体してほしいとなるだろう。だがそれが復元可能なかどうかは撮影業者にも、また資料所有主にも分からず、この技術者の知識によるしかない。しかも本当にその人がその技法を再現できるのか、資料所有者にも確かめるのは難しい。また解体とか復元とかいっても、相手は歳月を経た製本構造である。例えば古い木造家屋を解体すれば、いかに慎重に部材を保全しようとも、錆びた釘や傷んだ柱をそのままには復元できないだろう。一旦本の各部の接着部分を剥がしたり繋ぎ目をほどいたり切ったりすると、元に戻すには新しい接着剤や新しい皮や紙やを使って補強しなければならなくなる。極端な言い方をすれば、一度この「解体」－「復元」という過程に付せば、大なり小なりその本は別の物になって帰ってくると思った方がいい。そして資料所有者が帰ってきたその物を良しとするかどうかは、その技術者への信頼の如何による、という以外にないものがある。この撮影計画においても、もし撮影業者が自分の下請けとしてこちらのよく知らない製本業者を連れてきても、多くの軋轢、問題が生じていたろうと思う。

そして、このような理由で岡本氏に早い段階から実質的な関与を願ったことは、単に撮影作業対策というにとどまらない意味を持つことになった。それは、氏には歴史的製本技術ばかりでなく、当時酸性紙問題の衝撃を大きな契機にして展開していた図書館の資料保存活動全般への関心があり、それに関わる豊富な知識、情報、人脈を持っていたからである。すでに本稿(1)²でも触れたが、本来私は図書館員でも何でもなく、岡本氏に多くの未知なることを教えてもらった。個々の技術的な事柄には限らず、例えば日本図書館協会の資料保存部会の活動をはじめとする日本全体の動向、また氏自身を含めて欧米の新しい保存技術の輸入を軸に図書館や美術館などの周辺でベンチャー企業のような事業展開をしている技術者たちの情報などもそうである。余計なことを言うようだが、当時の私の印象として、大学図書館の中にいると同じ大学図書館どうしのこと、それも国立大学なら国立大学どうしのことしか目に入らなくなる傾向があるように感じられたのは事実である。そうした中で岡本氏を通じて得られた知識・情報は実に有益なものだった。

これから述べるように、こうした経緯の中で、岡本氏には結局、撮影作業での業者側の下請けと、センター独自の保存事業の技術顧問のような役割を同時に引き受けてもらうことになるのである。今上に私が言ったのは、一言で本と言っても、メンガー文庫の形態は、和書や近代製本とは比較にならない複雑なものであり、その撮影作業に関与する製本技術者は、単なる撮影業者のための下請けであっては困る、ということである。岡本氏がいたことでそれを回避できたのは、以後の展開にとって決定的に重要なことだった。

「保存のためのマイクロ化」

まだ業者選定以前、撮影計画に関して岡本氏と最初に話し合ったのは、「保存のためのマイクロ化」という言葉についてであったように思う。

前稿でも書いた通り、当時すでに国内外で文献資料の大規模なマイクロ化事業が展開されていた。国内では早稲田大学や国会図書館での明治期刊行物の網羅的なマイクロ化事業がその典型であり、そこに冠されていたのがこの言葉である。撮影業者からもよく聞かされた。木材パ

² 本年報 31 号 (2011 年)。「編集者による註」

ルプによる近代の機械製紙技術は酸性紙問題というものを引き起こす。19世紀後半から20世紀にかけての紙資料は、その内部に含まれている酸性物質によって自ら劣化・崩壊していくということである。出版界も製紙業界も予想していなかった。そのままでは大量の資料が失われてしまうのだから、長期に情報を保存していくためにはマイクロフィルム化などのメディア転換、つまりは代替物による保存が最も効率的な手段となる。その意味では、この言葉は至極もつともなものだと言わねばならない。

しかし、(私は岡本氏を通じて後に知るのだが) そのような大事業にも批判的意見はあった。上にも書いたように、撮影作業は場合によって本の素材や構造にとって過酷である。すでに何らかの程度の酸化が進んだ紙や、あちこちに経年劣化を抱えた洋装本にはとくにそうだろう。その場合、もしも「保存のためのマイクロ化」といった言葉によって、単純にそこに本があるのだからマイクロ化すれば「保存」になる、というような考え方で事業が拡大していくとすればかえって危険なことが起きる。なぜなら、未来に対して情報を残すといっても、例えば同一版の本をあちこちで撮影するようなことが繰り返されれば、むしろそれは今現在ある資料の破壊を進めることにも等しくなるからである。

一方、我々センターの方でもこの言葉にははじめから違和感があった。センター蔵書の主体は1850年以前の手漉き紙の時代のものであり、また確かにメンガー文庫には彼の同時代の酸性紙資料が相当数あるのだが、それを図書館の一般書庫に配架せずに貴重書として取り扱っている理由は、それがメンガーという人物が持っていたという意味で世界でただ1冊のものだからだ、ということになる。本来の責務の中心は、上に言う代替保存ではなく原物保存だ、と言わねばならない。我々にとってのマイクロ化はそのまま「保存」ではない³。だから当初から我々は、むしろ撮影作業が原資料に与える形態的な悪影響、つまり「本が壊れる」ことの方を危惧したのである。

だがそれは、当初の我々の考えが、撮影作業をできるだけ少ない影響で乗り切れればいいといった、いわばネガティブなものにとどまっていた、という意味でもある。そして岡本氏にはまずこの点を正してもらうことになった。今も言った通り、「保存のためのマイクロ化」という言葉ははじめ私にはどうも疎遠な響きを持つだけだったが、氏は、上に述べた国会図書館などの事業を巡っての批判なども承知した上で、当初からこの「保存のためのマイクロ化」という言葉をきちんとした内実あるものとしてマイクロ化事業を構想すべきだ、という意思をもっていたように思う。マイクロフィルム化によって利用の便が飛躍的に増すのも、さらには今後の多様な形でのデジタル化も容易に見通せるようになるのも間違いのないだろう。だがそれとは別に、このメンガー文庫のように本来原物保存を意図している資料の撮影計画に、「保存のためのマイクロ化」と言えるポジティブな内実を与えることがどうすればできるのか。

私自身がそのように発想を切り換える必要に気づかされたのは、すでに本稿(1)で書いたように、マイクロ化作業は文庫の全冊を手にとって状態を確かめる機会になる、という岡本氏の言葉だった。氏は国会図書館の事業で館内の製本スタッフが撮影作業にどう関与したかを知っていた上で言ったのだと思うが、確かにこの点は、撮影作業と積極的な意味での原資料保

³ ただしマイクロ化は、それによって原物の直接の閲覧や繰り返しの複写を減らせるという意味は持つ。本文ページのコピーがあればいいという利用者はマイクロフィルムを使うだけで十分だろう。だがフィルムがあるからといって、とくに原物を見たいという利用希望を規制するつもりはなかった。はじめからセンターは原物の貸出しはもちろん館外持ち出し禁止で、職員監視の下で閲覧するという場所である。その形での利用形態まで狭めては必要な研究の阻害が起きよう。

存とを結びつける要になりうる。一般書庫とは別置して利用制限する、書庫環境をできるだけ安定的に整えるといったことは、センターではすでに自覚的に行われている。だがその上でなお、メンガー文庫のような古い洋古書群の場合、その各冊が各々なりの劣化状態・劣化要因を抱えているのは否定できない。酸性紙の劣化ばかりではない。皮装本のなめし皮が赤茶けてぼろぼろになっていくのは誰もが知る通りであり、また出版年は手漉き紙の時代であっても後世の製本で使われた酸性紙が劣化していることもあろう。そのような製本状態の全体に関する各冊単位での劣化把握と何らかの対策の実施、このマイクロ化計画をそのような展開に連結させる可能性は考えられる。当時、酸性紙の残存耐折強度をみるための大規模な劣化調査はあったが、こうした製本構造全体を見るための悉皆調査のようなものはなかったろう。無論センターでもやったことはない。だが上にも書いたようなセンターの基本理念からすれば、それはあってしかるべきなのである。

私は上に、我々の当初抱いた危惧と問題意識を、保存箱が棺桶になって終わってはいけな、と書いた。撮影する以上は、業者計画に言う「解体・復元」を含めて撮影対策の対症療法をよく考えておくことは欠かせなくなるだろう。だが既述の通り、それすらも機械的な作業ではすまない。センターが新しい水準での原資料保存のビジョンを持ち、撮影作業の対症療法もその枠組みの中に組み込んで考えなければならない。そして大事なものは、この撮影計画がその本来の保存事業を進める推進力となるように全体構想を描くということだ。これが、岡本氏との対話を通じて得られた答えであった。

[2] 業者側との合意

「資料保存問題についての3者協議」

今述べているのは、まだ業者決定以前、2者との並行交渉をしている時点のことである。丸善・富士フィルム連合と雄松堂の各々の間で別の経緯はあるが、話を丸善・富士との間に絞ろう。

上に書いたような方向を考え始めてはいたが、すぐに具体化できるものではない。我々も、国会図書館などの例は伝え聞くことはあったとしても、富士フィルムの言う、何台ものカメラを同時に動かし、多くの作業員の分業で大量処理していくという作業を実際に見たことがあるわけではない。また2万冊の本が書架に並んでいるのは日々見ているとしても、その1冊1冊について、撮影作業や原資料の長期保存の観点から具体的に何が問題になるのか、それらは全体としてどのくらいの規模になるのかなど、まったく分からない。我々の方でも実際の検討が始まるのは、富士フィルムが92年5月25日から29日の5日間にわたって、センターにカメラ1台を持ち込んで行った作業トライアルを見てからだ。撮影作業とはつまり、本を書架から取り出してきて撮影し、またそこに返すまでの一連の流れであるが、撮影業者はすでに経験上のひな型を持っている。サンプル調査(行われたのは総数19,131冊に対して437冊)によって対象資料の状態を推定し、その上で作業手順の全体を確認する、というのがそのトライアルの主たる目的である。これによって彼らは、上に撮影困難書と呼んだものについて、撮影作業上の観点からその状態や量の全体的な推計を行った。出された結果はこうである。上記のように彼らが知りたいのは、製本技術者を介して「解体」をしないと撮影できない資料の量なのだが、それには、開きの悪い極厚本(60mm以上)・極小本・特殊な大型本、酸化本、破損本、大型折り込みを含む本(折り込みを外さないと撮れない)がある。その内、撮影台のブック・ホルダーの改造などで対応できるものを除くと、極厚本146冊、極小本141冊、大型本22冊、そ

の他 284 冊、総計で 593 冊が「解体」を要する資料である（数値はサンプル調査による推計）。

この時点ではまだセンター独自の保存計画も予算の目途もない。また業者側にしても、この量での「解体・復元」に伴う費用計算はまったくしていない。ここからありえた一つのシナリオはこうだったろう。業者側は、撮影計画のための下請けとなる製本業者を呼んで上記の 593 冊についてのさらなるサンプル調査から、その下請け作業の内容と費用を推計する。製本業者は撮影業者に指定された資料の「解体・復元」を請け負う。とはいえそれはこの出版計画のコストの一部であり、いくらでもお金を出せるというものではない。総経費の枠がはめられるだろう。もしそれでこの 593 冊をすべて「復元」できるものではないなら、解体と撮影だけはして保存箱に入れてセンターに返す、という部分が出てくる。その形で撮影事業は終了する。

私はこれを悪いというつもりはない。撮影計画とはそもそもそういうものなのである。これで撮影業者は可能な限りの責任を果たしていると考えられるべきである。資料所有主の側が、自分では何も負担せずマイクロフィルムだけ貰えばよいと思うならば、これで完結するだろう。それでは困ると思うなら、すべてやめてしまうか、自分の責任と負担で後を引きうけねばならない。そういうことである。

ではセンターは、この撮影計画に対して、今言った責任と負担をどのようにはたすべきか。当時のメモには、このトライアルのさなかの 5 月 26 日「資料保存問題についてセンター×専門家×丸善・富士の 3 者協議」、6 月 5 日「資料保存問題第 2 回 3 者協議」実施、とある。センター、製本技術の「専門家」としての岡本氏、撮影の実作業を行う富士フィルムとその経費負担をする丸善、その 3 者（見方によっては 4 者）で撮影困難書への対応策の具体的な検討を始めたのである。上記 [1] で述べたことを形にしようとする試みが始まる。

このそもそもの協議のはじめについては、次のことを見てほしい。上に撮影計画にははじめから製本技術者の関与の必要が組み込まれていると言ったが、撮影業者にとってはそれは作業上の下請けの必要である。トライアルによる推計の上で、撮影作業の遂行のためにどのような内容での請負契約を結ぶかを検討することになり、そこではじめて製本技術者を呼んでくる。この 3 者による協議の開始は一面ではそういう流れの上にあるものである。だが見てのように、これはセンターにとっての「資料保存問題」の会議なのである。確かに協議の内容は撮影作業のための対応策なのだが、その問題はセンターの「資料保存問題」の枠組みの中で決める。資料所有者たるセンターが現実に決定権を持ち、いわゆる「丸投げ」のようなことはしない。以降そういう軌道を引き続けることになるのである。

そしてその上で、この協議の中での岡本氏の位置が出てくる。氏にはこの協議に、撮影業者の下請けとしてではなく、議題の通り「資料保存問題」の「専門家」という独立した立場で加わってもらっているのである。確かに、それがすんなりと可能になるのは、上記の「解体・復元」の問題が洋書の歴史的製本技術という特殊な知識を前提にしないと決定できないという事実があるからだろう。だがそれはここでは利用させてもらったにすぎない。氏の役割は、撮影業者にとって必要な「解体・復元」屋としてではなく、上に書いたように、その仕事も含む撮影作業のための対応策の全体をセンターの原資料保存のビジョンの中に包み込む保障を作ってもらおう、ということだった。

これは、その後撮影作業と並行して最後まで続けることになる「3 者協議」というものの枠組みをなすものである。大切な点なので付言しておくが、次節に関連する参考資料として、岡本氏がこの「資料保存問題」の協議において、撮影に伴う補修、つまり撮影作業の中で行うべき撮影困難書への対処作業の内容を検討した結果として提出した『『メンガー文庫マイクロ化

作業』にともなう修理について」という文書（抜粋）を掲載している⁴。これは一面では、氏が撮影業者から受ける下請け作業についての最初の仕様書となるものなのだが、その中の「修理仕様」という箇所にごうあるのに目を留めてほしい。「専門家は、修理仕様を個別の資料に適用し、修理伝票を作成する。必要に応じて技術者へ指示を与えたり作業を監視する。」「技術者は、専門家または修理伝票の指示にもとづいて事前または事後の作業を行う。」

ここでは、個々の資料に対してなすべき処置内容を判断する「専門家」と、それにもとづいて作業する「技術者」というものが区別されている。それは別個の人、あるいは別の経営体でありうる。そして岡本氏は、この「資料保存問題」協議の中に、富士フィルムからの作業賃を貰う「技術者」ではなく、「専門家」として加わり、これを書いているのである。

我が国の各種図書館・資料館が明治以来輸入された大量の洋古書を蓄積していながら、この撮影計画で岡本氏に求められたような知識・技術をほとんどまったく内部に蓄えていないのは事実である。我々はこの「専門家」という範疇を尊重しなければならない⁵。そしてセンターが

⁴ 38 ページ以下を参照。[編集者による註]

⁵ 私がここで言っているのはただの言葉のあやのようなことではない。ここからはやがて、当初我々自身予想しなかった現実問題も起きてくる。今述べたように、我々にとってこの「専門家」-「技術者」という区別は必要だったのだが、一方でその「専門家」たる岡本氏自身（アトリエ・ド・クレ）に他方の「技術者」の役割も同時に引き受けてもらうことになる。実際問題それ以外はとても現実的ではなかった。そうすると一種のダブル・スタンダードのように見えてきてしまうのは確かだろう。その場合「専門家」は自分自身に「指示を与え」「監視する」義務を負う、ということになる。そしてまた実際にやっていることも、下請け業者が営業上の見積もりをして仕事を持って帰るとどこが違うのか、はた目には分からなくなるだろう。起きてきた問題とはこうである。

この「3者協議」の「専門家」という役割の部分は、当初岡本氏も、計画策定のはじめにあたってのボランティアのようなつもりでいたろうと思う。またセンター側もそれに甘えていたというほかない。だが、後にも言うように、この「専門家」という立場での「3者協議」は、とくに撮影作業のスタート後、並行して対処策を決めていくために毎週1〜2度は行わねばならなくなっていく。撮影開始の93年7月などは13回だった。それから3カ月ほどたち、これはこのままでは、とくに岡本氏のような手仕事の職人にとっては大きすぎる負担になるのが分かってきた。氏は埼玉県北部の町からセンターまで来るのだが、往復の時間だけで4〜5時間かかり、結局この協議でほぼ1日が費やされる。確かにそこには氏が「技術者」として引き受ける下請け作業の確定も含まれてはいる。だが協議しても自分が仕事をできなければ何にもならない。また、通常の営業見積もりであれば、それ自体が採算を前提にした価格設定の一部だろうが、はじめからこれはそういうものではなかったのである。

93年10月頃だが、センター側で補うにしても、非常勤講師謝金というわけにもいかず、さしあたり手段がなく、富士フィルムに相談することになる。問題は、「3者協議」を維持していくために、それ自体を一定の経費負担の対象として認めてもらえないかということ、つまりは、下請け業者ではなく「専門家」としての岡本氏の役割に費用を払ってほしい、ということである。手元にある当時の事務ファイルには、その時の富士、岡本氏、センターの間のやり取りの記録が残っている。富士の最初の返答はこうだった。「今回の『三者協議』の経費についてですが、…事業の理解という点で納得できない所があります。この経費については、丸善のマイクロ化事業としての趣旨からすると、金額の大小にかかわらず科目がちがうと思います。」さらに社の「法務部」の見解として伝えられたのは、この経費は「図書そのもののアドバイスになり、大学側で支払う費用ではないか」、「マイクロ化に関しての費用ということならば、岡本氏の方の見積りのミスではないか」、「(協議そのものではなく)1点ずつの内容に付加すべきではないか。これだと作業が停滞すればするほど経費がかさむことになるのではないか」、といったことである。社のマイクロ化事業に関わるのは撮影のための下請け作業であり、その費用は請負単価の中に入っているはずだ、その上何が要るのか、要るというなら大学側が出すべきだろう。そういう主張である。

確かにこれは、業者側とは違う考え方は立てたものの、伴う問題への配慮が足りずいわば後手に回った形になったこちらにも落ち度はある。だが大学からの当座の負担は無理であるし、また上に縋々書

それによって得たものが何なのかは、以下に引く、その文書の「はじめに」の部分（資料では省略）を読めば端的に分かるだろう。

「はじめに

今回のマイクロ化作業がメンガー文庫の保存と利用の一層の促進をはかるためのものであることを確認したい。西洋古版本はその形態自体が文化財である。

保存作業は、資料が損なわれた時点から派生するばかりではなく、将来に予想される損傷の予防を積極的に追求するべきものである。マイクロ化自体が、メディア変換によって利用を促進するとともに、原資料へのアクセスを制限することによって将来の損傷を防ぐ役割を果たしている。しかしながら原資料を現状のまま放置しては、将来に予想される材料や構造の劣化に目をつぶる結果となる。アクセスを制限はしても、原資料の利用が完全になくなるわけではない。また原資料が存在し続けることの重要性に変化はない。資料がすでに現在受けている損傷原因や劣化要因を積極的に取り除くことが必要である。

損傷原因や劣化要因の除去はマイクロ化作業のみが負うものではなく、もともと図書館の重要な仕事である。図書館とよく協議のうえ、マイクロ化作業を契機として原資料の保存作業を促進されたい。そうすることで初めて、今回のマイクロ化は『保存作業の一環としてのマイクロ化』としての内容を獲得することができる。」

（「メンガー文庫マイクロ化作業にともなう修理について」より）

経費負担問題

さてこの92年5月から6月頃（業者決定前の準備段階）、丸善・富士フィルムは現場でのトライアルを通じて自分たちのひな型での作業計画を作りはじめている。我々の方でも、上記のような長期的な原資料保存と撮影対策の処置とを結合させるという方針を急いで具体化させ、業者側に必要な提案をしなければならない。さもないと手遅れが起きかねない。メンガー文庫の現状からして長期保存上何が必要なのか、撮影対策として何ができるのかを同時に考え、構想化していく必要である。

撮影業者との関係で問題になるのは、上に「解体・復元」の対象と述べた、そもそも頁が開かず撮影できないというものについてばかりではない。目指すべきは、撮影作業によるダメージが考えられるすべての資料について、その形態と劣化状況に応じた原資料保存上も適切な対応処置がなされる仕組みを撮影作業のシステムの中に組み込んでもらう、ということだった。その意味での撮影に伴う補修の作業内容、そして、「書架からの抽出－撮影のための事前準備（ページ数を数え撮影駒数を確かめてどのリールに入れるか決める編集作業）－撮影－書架戻し」という撮影作業の流れの中で、その補修の対象になる資料をどこでどう選別し、処置し、また流れに戻すのか、それについて我々（センターと「専門家」たる岡本氏、くどいようだが言っておこう）の方で一定のプランを持ち、業者側へ提案する。それがこの時期の「3者協議」の目的だった。

いてきたように、岡本氏もセンターも、業者側の考え方がどうだろうと、この協議の中での「専門家」というものの位置を曖昧にせず守ろう、という意志があった。結局富士に（というより経費負担をする丸善に、と言った方がいいかもしれないが）譲歩してもらって決着を図ることになる。つまり請負作業費とは別の経費として、「専門家」に対する報酬（「メンガー文庫マイクロ化のための補修に関するコンサルティング費用」という名目になったらしいが）を一定額認めてもらう、ということである。この点は、富士の現場責任者として間に立って調整をしていただいた野中氏に感謝している。

この岡本氏には、撮影業者の視点とは別に資料の形態・劣化状況を把握するためのサンプリング調査や国会図書館での処置事例の照会など、多くのことをしてもらった（前掲注5で述べたようにまったくボランティアの形で）。当時の手探りの様子はファイルには残っているが、もうそれ自体を仔細に追う必要はなからう。その補修作業の内容・仕様についての最初のまとめが、前節でも触れた『メンガー文庫マイクロ化作業』にともなう修理について」（参考資料）という名前の文書である（なおこれはあくまでも計画の事前準備の段階でのプランで、その後色々変更が加わっていく）。一方、補修対象資料をどう選別するかについては、撮影作業の流れに乗る以前に補修対象を選別し処置をすませるべきだろうということで、例えば、出版年によって19世紀前半以前のハンドプレス時代の「古版本」とそれ以降の「近代資料」に分け、前者をとくに配慮すべきものとして撮影以前に「専門家」の岡本氏が選別し処置を決めるとか、それでも多すぎるので、さらにその製本様式が古い構造のままか近代の改装を受けているかで「形態保持」資料と「形態損失」資料に分けるとか、当初色々考えたが、結局は対象があまりに多数・複雑で現実的にならなかった。そもそも「近代資料」とか「形態損失」資料といった分類は、長期保存を考えるうえでは有意味ではあるが、メンガー文庫の資料は新しいものでも百年近く経ったものであり、撮影作業によるダメージを捉えるにはあまり意味がなかったのである。結局、資料全冊を手にする撮影業者のところ（とくに書架からの抽出と撮影の事前準備の段階）で、この本はそのまま撮影しても破損や劣化進行が起きないかどうかを判断して選び出すしかないだろう、ということになる。そして後述するように、その形に合せての色々な工夫をすることになる。

そのように補修作業の内容が具体化してくるにつれて、同時に出てくるのが経費負担の問題である。この時期の業者側との協議に関しては、どうしてもこれについて述べなければならぬ。今言ったように上記の『メンガー文庫マイクロ化作業』にともなう修理について」にあるのは、撮影計画の一部として行なうべき作業内容を考えたものである。撮影の「事前処置」として、クリーニング、保護用の中性紙ジャケット掛け、既存破損部の小規模な修理、開かない本の「解体」、適宜の保存箱への収容、さらに「事後処置」として、解体して撮影した後の「復元」・「修理」があり、各々の作業内容と仕様の概略が書かれている。すでに述べたように、岡本氏はこの文書を上記の「専門家」として書いた。しかし撮影業者にとって必要なのは撮影作業のための下請けであり、そのための経費見積もりである。岡本氏のアトリエ・ド・クレで下請けを引き受けるならば、ということで、各々の作業の単価設定に実数の予測を加えての費用見積もりを出すよう求められる。経費負担に関する業者側との具体的な協議が、そこから始まることになる。

この経費負担の協議がとても微妙で厄介なものだということをはじめから分かっていた。この作業内容や仕様は、マイクロ化計画をセンターにとって必要な「原資料の保存事業」の一部として構成するためには、という、はっきり言って撮影業者の利害とは関係ない見地から作っているものだ、というのは既述の通りである。だから、撮影対策の処置も含めて、原資料保存にとって必要だという観点から、経費上の枠組みをはじめから立てるようなことはしないで考えており、また実数の推計も、撮影業者のトライアルとは別に岡本氏に依頼した形態・劣化状況のサンプリング調査によっている。業者トライアルは、もっぱら開き不良なので製本業者に解体させる本の数を出すというために行われていた。一方我々の方の心配はむしろ、メンガー文庫の現状を考えれば180度開いて全ページ撮るという撮影方法自体による劣化・破損の進行ということにある。上に言った撮影前のジャケットかけ、小規模修理、保存箱といった作業は、

つまりはできる限りそれを抑え込む手段であり、この手段をどのくらいの規模で適用するのか、ということが調査・実数推計の関心の中心になっている。このような現状把握や実数推計でのズレのすべてが、経費見積りの金額の検討と一緒に噴き出してくる。

実際の見積もり額は、事前処置の内の中性紙ジャケットかけや小規模修理などが総額で約550万円、撮影前の「解体」が約350万円、解体後の「修理」・「復元」が約3,700万円⁶、といったものになった。それだけで約4,600万円、他に保存箱の経費（これは当初メンガー文庫全冊を入れるべきではないかという考えもあり、それ次第で必要数が変わる）も入れて5,000万円くらいの金額である。これは最初はかなり乱暴な試算であり、またすべてが撮影業者の責任だということではないのははじめから分かっている。見ての通り金額が大きいのは解体後の修理・復元だが、既に述べたように、それは単に機械的に元に戻せばいいというものではない。撮影のために解体したのだといっても、だから撮影業者に元通りにせよと求めてすむという事柄ではないのである。その上で、長期的な原資料保存の観点から必要なことをするという前提で、すべての仕様も単価も決め、この数字になっているのである。だが、これが撮影に伴う費用だと聞かされて撮影業者の方は驚いただろう。

この経費負担に関する協議は、センター側でも大学としての独自の支出が必要になるのは自覚しつつも、その具体的な目途は立っていない時点で始まる。何ともやりにくい協議だったのは間違いない。この時我々が考えたのは、大学側の支出に不透明さがある中で、とにかく撮影計画を自律的に進める保障として業者側には少なくとも「事前処置」に当たる費用負担を覚悟してもらい、一方大学と文部省には原資料保存のための独自予算を求め、「事後処置」に当たる費用を何らかの形での持ち合いをする、撮影計画の前提としてそうした内容で原則的な合意をしておく、ということだった。だがその後者の大学側の独自負担について、我々自身その時期も規模も具体的なことが言えず、この「持ち合い」の線が示せないのである。この話の中で雄松堂は、「解体」の費用はまではもつが、復元や修理に責任は負えず、すべて保存箱に入ただけで大学側に戻す、と言ってきた。一方丸善・富士も、これは総コストの問題なのだろうか。つなことは言えず、とにかくさらに検討しましょう、という以上にはならない。そしてこの状態で、撮影業者を決める92年7月のセンター運営委員会に諮ることになる。その様子はすでに以前の稿で書いた通りである。丸善・富士との協議の継続と、大学・文部省への予算化の働きかけが決められたのである。だがこの時点ではまだ努力目標のようなものであり、はっきりした結論が出たわけではない。私自身は、今言った2つの点、つまり業者側には「事前処置」に関わる費用負担を認めてもらうこと、国費・校費からのセンター独自の保存事業予算の獲得、そのどちらかでも欠ければ、マイクロ化計画自体を取りやめる選択がある、そう考えていた。さもないと将来への禍根を残しかねない。

しかし正規機関での決定があると、大学の事務機構が動きだすし、業者側も前向きになる。マイクロ化事業に関わっての国費での保存関係予算では、丸善が行った岡山大、東北大の事業でも前例がある。事務機構を通じての文部省本省との折衝が始まる。文部省学術情報課との最初の折衝の報告として受け取ったメモには次のようにある。

「事業計画について、資料に基づき情報管理課長から概要説明

文部省：全額業者に負担させることはできないのか。

⁶ 後で述べるが、これは本来撮影に関わる事柄ではない金属ステーブラー綴じへの処置を別にしている額である。

大学：マイクロフィルム化事業だけなら可能と思われるが、本学としては、目録の改訂と保存処置を併せて行うことを計画しているのが、難しい。岡山大や東北大で同様の事業を行っていると聞いているが、その予算措置はどうしているのか。

文部省：どちらも緊急避難的に予算措置したものなので、前例としてもらっては困る。東北大は当初、経費は必要ない旨の説明を受けていた。...

大学：特例事業として概算要求して良いか。

文部省：概算要求されてもどうなるか不明であるが、(平成)5年度で岡山大学の事業が終了するので、すき間をうめる形で、その後の事業計画として入れることができるかもしれない。ただ予算措置は3,500千円程度である。また概算要求するなら、業者とは分けて、古文献収集(修理)経費というような形で概算要求する必要がある。

大学：了解しました。要求内容を概算要求の形にしたものにして、再度説明に伺いたい。よろしくお願ひしたい。(以上)』

これを実質的なゴー・サインと受け止めれば、年額350万での数年間の年度計画の形での予算確保が見込める。加えて如水会からの援助を期待して足し合わせることで、大学の独自事業としての内実が作れる、そういう展望が見えてきた。

一方この頃丸善・富士とは、この補修経費問題の他に目録改訂とリール・ガイド作成の両方に関連する作業をつけれないかという協議を同時に行っていたのだが、丸善から(撮影事業の最終的な経費負担は丸善である)事業企画書を作るにあたって、その分の人件費(これはそのご結局不要になったが)と補修費を合せて総額で2,000万円の経費をあてる、ということで当面の合意としたい、という意向が伝えられた。丸善が示してきたこの金額は、あくまでも私の聞いた印象だが、その人件費や補修費やの各費目を計算して積算したというよりも、1リール当たりの定価の設定から逆算して採算上のコスト計算をし、その結果捻出できる余裕額として出てきた、ということのように思った。岡山大、東北大の事業の際の文部省予算がどうだったかは、丸善は直接の当事者として知っている。だが、その予算が通るのかはまだ確定されないし、またそれが支出可能になったとしても年度を超えたかなり先のことになるだろう。撮影作業を来年度のできるだけ早くから開始するには、少なくとも撮影の「事前処置」として見込まれる分は確保し、撮影作業が自立的に進むようにはしなければならない。そういう考慮の結果であろう。一方我々としても、その額であれば、こちらで撮影の「事前処置」として設定した様々な撮影対処策を業者負担として行なうという点を原則確保できそうである。これは業者側の前向きで善意の提案と言わねばならない。

*

さてここまで述べたのが、1993年の初め、全体計画の概要をまとめる頃までのおよその経緯である。「計画概要」は同年5月に評議会決定で正式に大学の事業として承認されるのだが、その決定文書から、保存事業に関わる部分を再度引いておきたい(全文は前稿⁷で参考資料として掲載した)。本稿でここまで述べたことを踏まえて読んでもらえば、その内包する意味、背景などおよそのことが分かるものと思う。

「2 事業内容 ...」

(3) 原資料の全冊を対象とした保存処置

マイクロフィルム撮影には各資料1冊ずつについてその製本構造や皮、紙などの素材の劣化

⁷ 本年報31号(2011年)。「編集者による註」

状況を点検する必要があることから、これは総合的な保存対策を施すまたとない機会であり、またそのことなしにはそもそもマイクロフィルムへの転換の目的である利用と保存の両立もありえない。

本事業では、マイクロフィルム撮影のための観点と長期的保存対策の観点とを結合させ、各資料に対し必要な処置を施す。具体的には、全資料について、撮影作業に先立ち撮影と今後の閲覧利用を想定した劣化度調査をおこなう。そしてそれに基づいて、撮影や閲覧によって劣化の著しく進む資料については撮影の事前、事後にジャケットによる補強や製本構造の解体修理などしかるべき処置を施す（形態保存のために撮影不能となる資料もある）。また撮影上の観点に関わらず全資料について、半密閉式の書架と中性紙容器への収納、ステープラー綴じなど放置できない製本の修理等の長期的保存の観点から必要な処置を施す。」

「3 業者との協力内容 …」

③解体・補修・保存処置に関する経費は、撮影に関連して直接生ずる費用については業者側が負担するのを原則とする。ただし作業全体が単に撮影するための対策ではなく最終的な保存目的での一連の作業となるため、業者側の責任範囲を単純に区分けすることには困難があり、具体的な金額については双方の協議と合意によって決める。」

ただし付言しておくが、本稿で上に述べた種々の推計値や見積もり額などは、現実にはその通りにはならない。結局問題は1冊1冊の個別状況に応じて何をするのか、ということになるのであり、つまるところそれは、実際に撮影作業が始まってその流れの中での判断の累積としてしか決まらないからである。ここまでで大切なのは、何よりも、上記「計画概要」の「業者との協力内容」にある経費負担の区分の「原則」を、本稿で述べたような実質的内容をもって確認することができた、ということだろう。その上で、次に93年7月からの撮影作業の開始後のことを書かねばならない。

(つづく)

(福島大学経済学部教授)

[参考資料] 『メンガー文庫マイクロ化作業』にともなう修理について

「事前処置」

現状では撮影が不可能であったり、撮影に不都合が生じる資料にあっては、資料の原状に変更を与えることのない範囲で撮影前になんらかの働きかけを行い、撮影が速やかに行われるよう処置する。また資料のクリーニングが、当然行われるべきであると考えられる。以下の場合が想定される。

1. 資料のホコリによる汚れがひどく、このまま放置することはできない。またページの汚れがひどければ撮影にも影響する。撮影の準備工程においてドライ・クリーニングを資料全点に対して行うこと。具体的には、超微細繊維布（ソフト・タイプ）や刷毛で表紙、小口、ページなどのホコリを除去する。
2. 撮影中に表紙の一部が損失する恐れのある資料には、中性紙（ルティッシュ）ジャケットを資料にかぶせて撮影する。撮影後、すみやかに保存箱に収納する。
3. 製本の構造上の傷みはないがそのままでは撮影に支障のある資料は事前に修理する。
 - 3.-1 見返しやページが損傷していて撮影中に損失または損傷が進む恐れのある資料は和紙とデンプンのりで適切な修理を行う。
 - 3.-2 異物が本紙に付着していて撮影に不都合な資料は、異物を除去する。
 - 3.-3 過去の修理が適切でなく印刷面にズレや読取り不能などの影響が出ている資料は、事前に修理する。
4. 製本構造が原因で本の開きが悪く現状の形態では撮影に支障のある資料は、必要に応じてまた可能な範囲で事前解体する。
 - 4.-1 脊表紙（革またはクロス、その他の材料）がすでに損傷していて撮影により明らかに損傷が進行して剝離する恐れのある資料は、事前に脊表紙を分離する。
 - 4.-2 リンプ・ベラム・バインディング（Limp Vellum Binding）で開きが悪い場合、表紙の分離が可能な場合がある。見返し（効き紙）を剝がして、とじと花ぎれの支持体（ベラム・テープまたはトーイング革テープ）を表紙から取り外す。
 - 4.-3 とじの解体は限定して行う。すでにとじ糸またはとじの支持体が損傷し本紙ブロックのまとまりが危うい場合、又はある種の新聞・雑誌資料のように折丁の形態を残しながら「平とじ」のためにそのままでは撮影も閲覧も不可能な場合、に限ってとじの解体を行う。ただし、すでに折丁の形態が失われて「平とじ」にされている資料は、出来るかぎり解体を避ける。いずれにしても作業効率のために、解体は撮影に必要な程度の最小限度にとどめ、本格的修理は撮影後に行う。
 - 4.-4 形態良好な近代資料の中にはステープラーによる「とじ」の資料が含まれている。ステープラーはすでに錆びて脆弱化しており撮影時に破損する恐れがあるばかりでなく、紙への錆びの影響が懸念される。一刻も早く取り除くべきである。事前に解体して撮影する。この場合、原則として見返しは中性紙に取り替える。ただし、書込みや装丁上の価値のある見返しは再利用する。
5. 解体した近代資料で特に紙の酸性化が懸念される資料は、脱酸処理と紙の強化などの必要な処置を行ったうえで撮影する。

6. 代替出来ない貴重な資料（自筆ノート、書込み本、書誌的貴重本など）で、紙の酸性化や脆弱化、カビ、フォクシング、虫損などが観察される場合は、事前に紙の本格的修理を行う。解体して、脱酸、リーフ・キャストイング、紙の強化などの処置を施したうえで撮影する。
7. 上記項目2.、4.、5.、6.でとりあげた資料、及びすでに構造的に劣化していたにもかかわらず事前処置をせずに撮影する資料は、撮影前に保存箱に収納する。ただし、保存箱の仕様は国立国会図書館での寸法取りでは、遊びが大きすぎて古版本形態の保存には不十分であると考える。

「事後処置」

「事前処置」の項目 4.、5.、6.、7.で対象となった資料には、撮影後、本格的修理を含む原状回復のための処置が必要とされる。

8. 形態不良の近代資料で利用に著しい支障のないものは、原則として保存箱に収納したまま利用する。
9. とじを解体した新聞・雑誌資料は、製本せずに保存箱に収納して利用する。
10. 形態保持資料でも損傷が少なく利用に著しい支障のないものは、保存箱に収納して利用する。
11. 撮影のために脊表紙を分離した形態保持資料（古版本）や、形態不良資料でそのままでは利用に支障のあるものは修理する。脊表紙の傷みは、見返しや「とじ」、とじの支持体、花ぎれの損傷を伴うことが多い。
 - 11.-1 見返しの修理では、和紙などにより必要な修理（裏打ちなど）の後、「とじ」により構造修理する。見返しを取り替える場合は、同質の中性紙を用いて「とじ」により回復する。
 - 11.-2 とじの支持体が損傷している場合は、必ず修理する。「本とじ」「脊バンドとじ」「革テープとじ」などの種類に応じて修理する。
 - 11.-3 「とじ」が傷んでいる場合は、現存の支持体を利用して部分的修理を試みる。支持体が作業に耐えられない場合は、解体してとじなおす。
 - 11.-4 とじの解体により折丁が損傷を受ける。折丁構成を変更することなく和紙で修理する。
 - 11.-5 表紙ボードの接続は、原資料の技法に従う。必要に応じてボードの欠損部や虫損部を修理する。
 - 11.-6 修理用革は原資料と同種のものでアーカイバル仕様の革を使用する。一定の厚さ以上で使用する。必要に応じて原資料の革の厚さを調整し、修理後の堅牢性と美観を求める。
12. 撮影のために表紙分離したリンプ・ベラム・バインディングは、復元修理する。
 - 12.-1 見返しは必ず「とじ」により修理する。
 - 12.-2 脊貼りが損傷を受けている場合は必ず修理する。
 - 12.-3 花ぎれが損傷を受けている場合は、芯材を交換し原資料の技法に従って編み直し、芯材をベラムに通す。
 - 12.-4 見返しは出来るだけ袋貼りとする。
13. とじを解体した形態不良資料（古版本）は、とじを復元して構造的修理を行う。
 - 13.-1 見返しと「とじ」は原資料の技法に従う。可能なかぎり原資料のとじ穴を再利用する。
 - 13.-2 原資料の技法に従い構造と機能、装丁を回復する。

14. 利用に支障が出るほどに損傷を受けた近代資料、または将来も利用が続くと予測される近代資料は、構造修理する。
 - 14.-1 「とじ」の修理は原資料の技法に従う。ただし支持体を用いない機械とじの場合にはリンク・ステッチでとじなおす。
 - 14.-2 原則として見返しは中性紙に取り替える。再利用する場合もある。
15. 傷んだ表紙革に保革油を塗る。革の劣化状態により保革油の種類を変えたり、一定の前準備が必要になる場合もある。

「修理仕様」

修理作業においては、資料の原状を尊重すること、作業が可逆的であること、良質の材料を使用すること、修理記録をとること、が肝要である。その原則にたつて以下に修理仕様について記す。

16. 専門家は、修理仕様を個別の資料に適用し、修理伝票を作成する。必要に応じて技術者へ指示を与えたり作業を監視する。
17. 技術者は、専門家または修理伝票（別掲）の指示にもとづいて事前または事後の作業を行う。
18. 原資料に使われていた材料は、出来るかぎり再利用する。
19. 修理に使う材料（とじ糸、とじの支持体、各種の革、クロス、寒冷紗、見返し用紙、和紙、金箔、など）は、可能なかぎり良質のものを用いる。
20. 修理に使う接着剤は、可能なかぎり可逆性のあるもの（デンブンのり、セルロース・エーテル、ニカワなど）を用いる。ただし、一部においてPVA cエマルジョン（内部可塑化タイプ）を使用する。
21. 構造修理（とじ、見返し、表紙の接続、脊貼り、花ぎれ、など）においては、原資料が保持していた構造に変更を加えない範囲で修理する。
22. 脱酸やリーフ・キャストリングなど紙の本格的修理を終えた資料は、本来から保持していた構造を復元する。